

平成30年 第10回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成30年10月30日（火） 9時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 2階 2-2会議室
3. 出席委員 10名
会 長 2番 縣 次 男
副 会 長 11番 大 塚 弘 士

委 員 1番 大 津 雄 司
4番 坂 本 成 一
5番 高 田 英
6番 麻 生 俊之輔
7番 二ノ宮 政 広
8番 安 部 義 浩
9番 江 藤 国 子
10番 小 野 恵美子
4. 欠席委員 なし
5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
 - ① 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ② 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ③ 非農地証明の発行について
- (4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、課長補佐 生野成美、主幹 長田瑞穂、専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、10名中 10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成30年 第10回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長
異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 9番 江藤 国子 委員さんをお願いしたいと思
います。よろしく、お願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第3までの全ての件は、会議規則第14条により
挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事と
なっていますのでよろしくお願いします。

■日程 第1 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第1～3号 3件)

議 長
日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局
より説明をお願いします。

事 務 局
日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案1号から3号については、農地法第3条2項の各号には該当しない為、許可要件
を全て満たしていると考えます。

議 長
議案1号ですが、議席9番 江藤 国子委員さんより説明をお願いします。

9番 江藤 国子 委員

議案番号1号ですが、場所は湯布院駅裏の圃場整備を行った場所のほぼ真ん中に位置
する所です。譲渡人は82歳で高齢により規模を縮小する為、申請地を譲受人に相談し
たところ売買の話が成立しました。譲受人は会社の会長職を兼務してしまして、住所は
福岡となっていますが、日常的に湯布院町川北で農業を行っています。農業機械も充実
しており、ライスセンターも持っている為、問題ないと思われます。以上です。

議 長
それでは、この1号案件について、質疑を受けたいと思います。
ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

意見がないようなので、この1号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この1号案件 承認致します。

続きまして、議案2号ですが、議席番号10番 小野 恵美子委員さんより説明をお願いします

10番 小野 恵美子 委員

議案2号及び3号は、同じ受人の方なのでまとめて説明致します。議案2号・3号の譲渡人2名は、この土地を相続したのですがお二人共、農業が出来ないという事です。受人に売るという事で、現地も見に行きました。議案3号の1463㎡の分は篠原温泉のそばにあり、議案第2号の617㎡は、少し山の中ではありますが地理的には近くにありました。受人にとってそんなに遠い所でもなく、いいのではないかと思います。農機具も全部揃っていますし、今現在も農業をやっていかれるので、別に問題はないと思います。審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案2号及び3号 借受人が同じでございますので、一緒にご質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、議案2号及び3号、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、議案番号2号・3号 承認致します。

日程 第2 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」 (議案第4～5号 2件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案4号及び5号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題ないと考えます。

議 長

議案4号ですが、議席番号8番 安部 義浩委員さんから説明をお願い致します。

8番 安部 義浩委員

議案番号4号について説明します。字図の1ページからになります。場所は、県道小挾間大分線の由布川保育園の西側になっております。譲渡人と譲受人は県の職員で友達だそうです。受人が「どこか土地がないか。」と渡人に相談したところ、自分の家の裏に田んぼがあって、農振も外れている所で売るという事になっております。問題はないと思いますので、審議をお願い致します。

議 長

それでは、議案番号4号ですが、ご質問があればお願いします。
ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この案件 意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員さんは挙手をお願いします。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案5号ですが、議席番号9番 江藤 国子委員さんより説明をお願いします。

9番 江藤 国子 委員

議案番号5号について、説明させていただきます。申請地は、字図5ページになります。別府一の宮線に行く途中であります。地震で自宅が崩れて誰も家に住んで居なかったのですが、今度受人が購入されるという事で、駐車場が全くないという事なので、今回の所を転用して駐車場を作りたいという事でした。今までも家庭菜園のような使い方をされていたのですが、前が一の宮線の道路でその右側の田んぼが石垣になっているので、特に広がりがない場所なので、特に問題ないと思いました。審議をお願いします。

議 長

議案5号について、質疑を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

意見がないようですので、この案件 意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員さんは挙手をお願いします。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第3 「非農地証明の発行について」

(議案第6～9号 4件)

議 長

日程第3 非農地証明の発行について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議案6号から9号は、農地法第2条1項の対象とならない土地と判断され問題はないと考えます。

議 長

議案第6号について、質問があればお願いします。

事 務 局

今回の非農地願についてですけど、平成27年10月から農振地域に入っているも非

農地願が出たら非農地証明書の発行をしています。それを法務局が現地に行き確認したら、雑種地や林地になるのですが、これについて元に戻すというよりも農振地域に入っている所は、農振が外れた時点で非農地証明の発行をするようにしたいと思っています。

本日の委員会にかけて意見を伺いたいと考えています。一つの理由と致しまして現状は非農地なのですが、うちが非農地願を出すと法務局が現地に行くと、雑種地や山林になった時にそれを切って、いくら農振地域に入っているとしても太陽光発電施設が出来やすくなるので、農政課とすれば農振地域に入っていて、非農地許可を出せば地目が変わるので開発等が進むので、うちとすれば非農地証明を出さない訳ではないのですが、農政課の農振が外れると同時に非農地証明を出したいという考えがあるのですが、委員さんの中でどういう意見があるかなと思います。

27年の10月位から農政課とは別の考え方で、非農地願を出してきました。農振地域についても非農地証明も出してきましたけれども、出さないという訳ではなく農振地域が外れるのに合わせて非農地証明を出すという考え方を変えたいと思っていますので、意見を聞きたいと思っています。

議 長

最初に農振除外を出しておかないといけないということですね。

事 務 局

農儀容委員会事務局に非農地願を持ってきた時に見ればわかりますので、農政課の方に「農振地域に入っていますので、開発が出来ませんので農振除外の手続きをしてください。」という事で、うちは受け取った非農地願については総会にかけますが、農振が外れたのと同じに出すという、先に委員会にかける事もあると思うのですが、非農地証明はその時出さない。

5 番 高田 英 委員

確か前はそういう扱いをしていたのですが、27年10月から農振に入っているにも出すようになった根拠はなんですか。法的根拠がないと出来ないですよ。

事 務 局

27年の時に県の担当課では、実際に農地法と農振法と法律が全く違います。農地法としては、法務局が現状見て雑種地なり変更出来るくらいに荒れているから非農地証明が出せますよね。

5 番 高田 英 委員

27年から変更になったきっかけとは何か。法律なのか、事務取扱要項の中で県が示してきたとか文書的な物がないと、いきなり勝手にしないと思います。根拠がないとそれを見て決めないと何とも言えない。

事 務 局

27年の時に出してもいいという話で県から聞いています。

5 番 高田 英 委員

聞いているとは、口頭で聞いた訳ではなくて何か法的な根拠がある資料がないのか。多分あると思いますが。

事 務 局

口頭で聞いたと言っていました。

議 長

以前は、非農地願が出てから、別に農振除外の手続きをしていた。

5番 高田 英 委員

農振入っていたら、先に農振を外して、そのから非農地願いとなるのでしょうか。

事 務 局

その当時の県職員が、農振除外から先でなくていいですよ。農政課がそういう事ならで、農業委員会から先にかける事になったのですが、その後、農業委員会で非農地になった所を農振除外にかけずに、自動的に外していたのですが、それも何かおかしいとなり、途中で保留にしたりしていたのが現状でした。

5番 高田 英 委員

県の担当課の考え方一つで、必要な処理が出てきたり要らなくなったりする事が多々あったり、口頭で言ったとかいう事でそんな事をする自体おかしいと思います。何等か県からちゃんと通達が来て、こういう事務を統一しなさいと言った結果でやるというなら話は分かります。ただ口頭で言った事をうのみにしてやると言ったら、逆につっこまれた時に今後動きが取れなくなると思います。どういう経緯なのか、どうなったのかははっきり示してくれないと考え方どうするのか、何とも言えない。

事 務 局

先程少し説明しましたが、法律自体違います。うちの方は、非農地願が出たら農業委員会にかけて「いいですよ」となれば非農地証明をH27年10月から出したのですが、そうすると農振除外をされないままに太陽光発電施設等に転用してしまう可能性がありますので、危惧しています。

5番 高田 英 委員

非農地証明を出した所に対してあと何をやるかという事まで、農業委員会が責任もって「太陽光発電施設を設置したけん。」と言って非農地証明を出したのが間違いだったと考え方まで責任をおえるかと言ったら、それは無理があります。

圃場整備を行った農地。市の要項が昨年ですか出来て、絶対外さないとなっているのでそう言った所には、もちろん非農地証明を出したら悪いと思うのですが、どうでしょうか、後の事までうちが考えて太陽光をやるかどうか。

事 務 局

それは、国が出来ないと思います。但し、非農地証明を出したら地目が変わる。そこが盲点となるんです。だから何の開発、農地ではなくなるから農業委員会から手は離れるのですが、今後です太陽光開発がそういう盲点をつけてされる可能性があるので、農業委員会としては農政課の方に補助金をもらったか何かで農振に入れている所も含んで、農振に入っている所については同時進行で行きたいなという事を今日の総会で諮って出さないという訳にはいきませんので、出しますけども同時進行で行きたい農振地域については。農振が外れて入れれば、今まで通り総会にかけて非農地証明を出すという考え方で、少し変えないと。農業委員会に太陽光を作ったから責任を取れとかではなく、農振については農政課なので農政課の事務と農業委員会の非農地のすり合わせをする中で、極力農振が外れて非農地証明を出すという風にした方が、事務的にはスムーズになるのかなという事をふまえて、今日の総会にかけて元に戻すのではないのですが、27年度の変更前のように農振を外したうえで非農地証明を同時進行で出すことにした

い。

5番 高田 英 委員

27年10月の時に、どうだったかをもう一度よく調べて農政課とよく協議して、今度からこうしますよ。という事を次回から報告をすればいい。

11番 大塚 弘士 委員

農振を外して非農地になった場合には、どうしても問題化している太陽光については、隣接の方に申請が出たら、隣地の方の確認を優先にしておけば、隣地の方はある程度、非農地になる農地ではなくなるからどういう業者が入ってどういう事をするかわからないですよという隣地の同意を取れていたら、そこで農業委員会としては終わりという形になるのではないかと思うのですが、そこまでのチェックを農業委員会が済ませば、後はその土地についてどういう開発するかどういう状態になるかは、隣地の方が確認しました了承するというのが基本になってくる気がするのですが。隣地の方の承認を委員会では確認するという形で済ましていけばいいと思うのですが。

事務局

実際、農振地域に入っていて見た目がもう山林に近い状態で、その方が開発とか考えてないで、本当に地目だけ変えたいという方も中にはいます。太陽光とかではなくて財産の関係で、田んぼではなく山林に変えたいという申請者も農振地域の中には実際にいます。

1番 大津 雄司 委員

一種農地などで農振から外れないがあるじゃないですか、一種農地でここを守っていく前提ではないか、しみだしの的に意に添わないからそういう風になっていくと、はっきり言ってどんどん消滅していくような感じも見られます。みんなである程度すり合わせて、開発したいから荒らしていこうという話で一種農地であるべき所が換地処分になってないから、基盤整備も何もしてないので共用するじゃないですか、その事も危惧されている。実際は、手段を知っているから。そういう方が多い中で農地をいかに守っているか、かなりそういうところで非農地に出来る状況があると知恵が働く人だとありうるなと思うのです。

5番 高田 英 委員

太陽光が全部駄目という考えもおかしい。場所によっては農地が使える所もある。

事務局

非農地願を出さないという訳ではないです。農振に入っている地域については、農振が外れた時点で農業委員会に出していいですよという判断に変えようというだけで、先に非農地願を出すと地目変えて開発されるおそれがあるから、同時進行がいいのではないかという事です。

4番 坂本 成一 委員

同時というか手順を踏んで手続きしないと許可しない。農振入っているのに除外出来ない。おかしい。

事務局

27年から出していいとなっています。

4番 坂本 成一 委員

いいというのは、口頭で言っただけですね。文書があれば出せばいい。そしたら、私
たちも認めます。

1番 大津 雄司 委員

守るべき所で開発したら悪いという事ではなくて、開発もありきでやるんですけど、
ここは農地として絶対残した方がいいだろうという地権者が開発したい方が多ければ、
ありうるという状況が農政課にしても農業委員会にしても死守して農地として残すべ
き選定をできるのであれば、どこか残すべきだと思います。

5番 高田 英 委員

農振法が先で、そこが入っていたら農地法の適応が出来ない。農振が外れないかぎり
はできない。

事 務 局

農振法と農地法が違うものなので、うちは出したら悪いわけではない。

事 務 局

非農地証明の発行の要領に、非農地証明を農業委員会が発行する時は、農振担当の課
とよく話をして協議して慎重に非農地証明交付してくださいという文があるんですけ
ど、それが先に農振をかけてくださいとかそういう事を言ってるのかどうなのか微妙な
のですが、それはこちらに任せられているのだと思います。

事 務 局

いろいろな意見が出されましたので、県下の局長会議もありますので、次回の委員会
で県下の調査結果等の情報を踏まえて再度ご審議をお願いします。

議 長

本日の非農地証明の案件で、農振に入っているところがありますか。

事 務 局

ありますので、経過措置として、開発行為はできないという文言をいれて、証明書の
発行をおこなうと考えています。農振内の農地は、6号の176番・7号の1056番以外の
農地・8号の29番1・9号の412番1です。

議 長

それでは、採決を致します。

議案6号から9号ですが、現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという
事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この6号から9号の案件 非農地証明を発行を決定致します。

なお、補足の文章をつけてください。

議 長

他にその他ありませんか。

それでは、審議終了します。お疲れ様でした。